

子ども医療費の一部拡大について

1 当面の方針

経済的に困窮する高校生世代のいる家庭を支援するため、下記のとおり子ども医療費支給事業の対象者を拡大します

対象者	中学校卒業から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (以下高校生等)
所得制限	対象者を監護する保護者または高校生等本人が市町村民税非課税である者
対象の医療	入院に関する保険適用の医療費
一部負担	なし(一旦、医療機関の窓口で負担した後、償還払い)
対象者見込(人)	210人
対象見込/16歳～18歳人口	11% ※16歳～18歳人口:1,890人
財政負担 (円)	1,249,671円 (内訳) 医療費: 1,230,040円 人件費: 19,631円
開始時期	令和3年度～

2 対象者を非課税とする理由

- (1) 真に困窮する世帯に助成を行うことができる
- (2) 所得制限の基準が明確である(誰にでも分かりやすい)

3 今後について

真に支援が必要な人に適切な支援を届けることを目的に、今後も社会情勢の変化、県や近隣市町村の動向を確認しながら、支援の必要な人の調査、分析に努め、助成対象者については引き続き検討していきます。